



相談書

平成16年6月25日(金)

提出先: 社長殿 (写し) 大谷取締役殿 杉本副部長殿

所属部課 人事室

氏名 木下 勝

1. 提案件名	パート社員健康診断受診の件
2. 提案の理由	社長より大谷取締役を通じてパートタイマーの方で健康診断の受診者・非受診者がいる事について検討する旨のご指示があった為。
問題点は何か?	①現在、健康診断の受診者は社員(契約社員含む)全員とパート社員の条件を満たしている方が対象となっている。そのためパート社員の中でも受診している方と受診していない方がいる。
問題の原因は何か?	①平成15年度より1週間の労働時間数が通常の労働者の4分の3以上の方を対象に健康診断を受診して頂くように変わった為。(労働安全衛生法上の健康診断実施義務対象者条件と健康保険に加入する条件と同じことから健康保険に加入している方を対象に実施。) ②健康保険の加入者しか健康診断の補助金を受けられない為 ③パート化比率が高まる中で上記②により経費負担増が見込まれた為
いくとおりの解決策があつて、それらはどんなものか?	①健康保険未加入者を含むすべてのパート社員の方を対象にする。 ②健康保険未加入者の中で勤続1年以上のパート社員の方を対象にする。 ③従来通り。
望ましい解決策はどれか?	①と考えます。
	+195 -45 =+150
プラス面	+150 健康診断を実施することにより、パート社員の方の健康管理の意識が強まり、体調をコントロールすることによって業務へも良い影響を与える。 +20 会社に対する帰属意識の強化につながり、感謝の気持ちが醸成される。 +20 健康を意識することで業務への責任感(欠勤しない)等が生まれる。 +5 ご自身で受けられている方の負担がなくなる。
マイナス面	-30 健康診断の費用(会社負担)が発生する。(別紙①-A参照) -10 健康診断実施期間が延び、総務部での業務が増える。 -5 業務に支障がでる可能性がある。(健康診断自体は約2時間程度ですので土曜日、もしくは公休日に実施していただければ支障はないかと思います。)
《社長コメント》(採・否・条件付採)	配布先 大谷取締役殿 杉本副部長殿 木下チーフ殿 <u>受診されたい</u>
	<u>生命にかかわる事なので、(例)ガンや早期発見等(是非)一部のパートの方にも受診させ(あげて)下さい</u>
	(社長)

承認
 16.6.26
 社長

健康保険未加入のパートの方(今後9月以降)に健康診断を~~受診~~させていたのですが、(健康保険未加入者) 昨年以降も9月に永久に切り替えていたかと確認致して

重要

相談書

平成16年6月25日(金)

提出先: 社長殿 (写し) 大谷取締役殿 杉本副部長殿

所属部課 人事部

氏名 木下 勝

1. 提案件名	腫瘍マーカー検査(癌の早期測定検査)実施の件	
2. 提案の理由	社長より癌の検査に関し、大谷取締役を通じて検討する旨のご指示があった為	
問題点は何か?	①健康診断の必要検査項目の中に癌に関する検査がない為実施していなかった。	
問題の原因は何か?	①健康診断の必要検査項目以外は特に意識して検査する必要がないと思っていた。	
いくとおりの解決策があって、それらはどんなものか?	①腫瘍マーカー検査を実施する。(実施につきましては、特別時間をとるものではありません。 従来の健康診断時に血液採取を行っていますが、少し血液の量を増やすだけで検査できます。)	
望ましい解決策はどれか?	①と考えます。	
	+300 -30 = +270	
プラス面	+150	検査実施によって、癌の早期発見ができる。治療開始が早ければ早い程 治る可能性が高くなる。
	+100	各個人では癌検査を受ける機会は少ないと思われる為、会社に対する感謝の 気持ちがより醸成される。
	+50	早期発見につながればすべての面(健康面・金銭面)で家族への負担が 少なくなり、精神的にも負担が軽くなる。 (癌における治療費は他の病気に比べて非常に高い)
マイナス面	-30	検査の費用(会社負担)が発生する。 (健康保険適用対象外のため一人あたり1,050円かかる。)
		*約700名×1,050円=7,35,000の会社負担が発生する。
	-?	予期せぬマイナス
《社長コメント》(採) 否・条件付採	配布先 大谷取締役殿 杉本副部長殿 木下チーフ殿	
(生命にかかわる事なので)(例ガンや早期発見等)(是社)腫瘍マーカー検査を入れて下さい	(社長)	
採否者(年月)健康診断時の腫瘍マーカー検査を(追加)します。(白輪)パートの方も		

社長承認印
 承認
 16.6.26
 社長